

政令第 号

水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令

内閣は、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百三十八号）第二条第二項及び第二十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一第六十六号の三中「もの」の下に「住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第二条第三項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第二条第四項に規定する」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、公布の日の翌日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

旅館業のうち住宅宿泊事業に該当するものの用に供するちゅう房施設等について、その排水実態等を踏まえ、特定施設から除く必要があるからである。